一　当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者
二　前号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族
三　前二号に掲げるもののほか、当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と社会生活において密接な関係を有する者であって、実習監理の公正が害されるおそれがあると認められるもの
（帳簿書類）
第五十四条　法第四十一条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。
一　実習監理を行う団体監理型実習実施者及びその実習監理に係る団体監理型技能実習生の管理簿
二　監理費に係る管理簿
三　団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿
四　第五十二条第一号及び第二号の規定による団体監理型技能実習の実施状況の監査に係る書類
五　入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類
六　第五十二条第三号の規定による指導の内容を記録した書類
七　団体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類
八　外部監査の措置を講じている監理団体にあっては第三十条第六項各号に規定する書類、外部監査の措置を講じていない監理団体にあっては同条第三項に規定する書類
九　前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類
2　法第四十一条の規定により前項の帳簿書類を監理事業を行う事業所に備えて置かなければならない期間は、団体監理型技能実習の終了の日から一年間とする。
（監査報告等）
第五十五条　法第四十二条第一項の監査報告書は、別記様式第二十二号によるものとする。
2　法第四十二条第二項の事業報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第二十三号により、監理事業の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。
3　法第四十二条第二項の事業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
二　前条第一項第六号に掲げる書類の写し
三　外部監査の措置を講じている監理団体にあっては、報告年度における第三十条第六項各号に規定する書類の写し

第三節　補則

（技能実習評価試験の基準等）
第五十六条　法第五十二条第二項に規定する主務省令で定める技能実習評価試験の基準は、次のとおりとする。
一　技能実習生が修得等をした技能等について公正に評価すること。
二　技能実習の区分に応じて、等級に区分して行うこと。
三　実技試験及び学科試験によって行うこと。
四　職員、設備、業務の実施方法その他の試験実施者の体制を、技能実習評価試験を適正かつ確実に実施するために適切なものとすること。
五　前各号に掲げるもののほか、公正な技能実習評価試験の実施のために必要な措置を講じること。

第三章　外国人技能実習機構

第一節　役員等

本則に次の一章を加える。

第四章　雑則

（手数料の納付方法等）
第六十六条　法第二十三条第七項（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条第四項に規定する手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納付しなければならない。
2　法第八条第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第五項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。
3　前二項の規定により納付した手数料は、返還しない。
（権限の委任）
第六十七条　法第百四条第五項の規定により、次に掲げる法務大臣の権限は、実習実施者等（法第十三条第一項に規定する実習実施者等をいう。次項において同じ。）又は監理団体等（法第十三条第一項に規定する監理団体等をいう。次項において同じ。）に係る事業所その他技能実習に関係のある場所の所在地を管轄する地方入国管理局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
一　法第十三条第一項の規定による報告徴収等
二　法第十五条第一項の規定による命令
三　法第三十五条第一項の規定による報告徴収等
四　法第三十六条第一項の規定による命令
五　法第三十七条第三項の規定による命令
2　法第百四条第五項の規定により、前項各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、実習実施者等又は監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
（提出書類等の言語）
第六十八条　法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料に日本語の翻訳文を添付しなければならない。
2　法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣又は機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければならない。
（添付書類の省略）
第六十九条　法又はこれに基づく命令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。
2　前項に規定する場合のほか、法務大臣若しくは厚生労働大臣又は機構は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二条を加える。

（技能実習に関する経過措置）
第二条　法附則第三条第二項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　法附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」という。）別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動
二　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「平成二十一年改正前入管法」という。）別表第一の四の表の研修の在留資格をもって行う同表の研修の項の下欄に掲げる活動